


所管部課	子ども生活部 市民生活課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市職員の市民協働の推進に関する指針の策定について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市市民協働推進会議設置要綱		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>市民協働による事業を全庁的に推進するための第一歩として、職員の協働に対する考え方を共有し、さらに協働を推進させていくために、今般『東大和市職員の市民協働の推進に関する指針～「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」を目指して～』を策定したので報告するものである。</p> <p>2. 主な内容</p> <p>指針において、協働を「東大和市がめざす将来の都市像の実現のため、市民や行政など立場の異なる複数の主体がそれぞれの役割と責任を果たしながら、ともに連携し、協力しながら主体的に活動すること」と定義し、職員が次の4つの基本姿勢を意識し市民とともにまちづくりに係る課題を解決し、第二次基本構想における都市像の実現に向けて取り組んでいくものとする。</p> <p>①市民に対し、事業への参加や連携につながる適切な情報提供を行うこと。 ②事業を行うにあたり、より多くの市民参加の機会を設けること。 ③事業を行うにあたり、より多くの市民との連携を図ること。 ④市民参加や連携につながる積極的な支援を行うこと。</p> <p>3. 影響及び効果</p> <p>職員の協働に対する意識を醸成することにより、市民との協働による事業への取組みが増え、魅力的なまちづくりの一助となる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>行政アドバイザーである大崎映二氏の助言を得ながら、東大和市市民協働推進会議（全8回）において審議を重ね、指針（案）を作成した。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>策定後は、職員への周知と理解を進めていく必要がある。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月24日議員配布 ・3月1日号市報に指針策定について掲載するとともに、市ホームページに指針全文を掲載する。 				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。